有価証券報告書

（証券取引法第24条第１項に基づく報告書）

事 業 年 度　　自　平成14年４月１日
（第 12 期）　　至　平成15年３月31日

沖縄セルラー電話株式会社

沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号

(681096)

本文書は、ＥＤＩＮＥＴ（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、ＰＤＦファイルとして作成したものであります。
ＥＤＩＮＥＴによる提出書類は一部の例外を除きＨＴＭＬファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをＨＴＭＬファイルに変換することにより提出書類を作成しております。
本文書はその変換直前のワードプロセッサファイルを元に作成されたものであります。

目　　次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
第１　企業の概況 …… 1
１．主要な経営指標等の推移 …… 1
２．沿革 …… 2
３．事業の内容 …… 3
４．関係会社の状況 …… 7
５．従業員の状況 …… 7
第２　事業の状況 …… 8
１．業績等の概要 …… 8
２．仕入及び営業の状況 …… 15
３．対処すべき課題 …… 15
４．経営上の重要な契約等 …… 15
５．研究開発活動 …… 15
第３　設備の状況 …… 16
１．設備投資等の概要 …… 16
２．主要な設備の状況 …… 16
３．設備の新設、除却等の計画 …… 17
第４　提出会社の状況 …… 18
１．株式等の状況 …… 18
(1)　株式の総数等 …… 18
(2)　新株予約権等の状況 …… 18
(3)　発行済株式総数、資本金等の推移 …… 18
(4)　所有者別状況 …… 19
(5)　大株主の状況 …… 19
(6)　議決権の状況 …… 20
(7)　ストックオプション制度の内容 …… 20
２．自己株式の取得等の状況 …… 20
３．配当政策 …… 21
４．株価の推移 …… 21
５．役員の状況 …… 22
第５　経理の状況 …… 28
財務諸表等 …… 29
(1)　財務諸表 …… 29
(2)　主な資産及び負債の内容 …… 57
(3)　その他 …… 58
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 59
第７　提出会社の参考情報 …… 60

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 61

［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第１項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成15年６月26日
【事業年度】	第12期（自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　親泊　一郎
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号
【電話番号】	０９８（８６９）１００１（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　　佐川　信和
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号
【電話番号】	０９８（８６９）１００１（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　　佐川　信和
【縦覧に供する場所】	日本証券業協会 （東京都中央区日本橋茅場町１丁目５番８号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成11年３月	平成12年３月	平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月
営業収益（千円）	26,959,752	31,350,929	35,123,528	37,146,831	39,980,846
経常利益（千円）	1,571,040	217,630	2,550,811	2,049,006	2,704,527
当期純利益（千円）	867,639	126,819	1,468,156	1,188,679	1,773,929
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	―	―	―	―	―
資本金（千円）	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581
発行済株式総数（株）	13,671	68,355	68,355	68,355	68,355
純資産額（千円）	5,401,756	5,489,384	6,845,939	7,902,768	9,540,835
総資産額（千円）	21,966,167	23,667,609	26,678,746	24,772,825	22,411,296
１株当たり純資産額（円）	395,125.20	80,307.00	100,152.72	115,613.61	139,452.50
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)（円）	7,500.00 (2,500.00)	1,500.00 (750.00)	1,750.00 (750.00)	1,750.00 (750.00)	2,000.00 (875.00)
１株当たり当期純利益（円）	63,465.70	1,855.30	21,478.41	17,389.79	25,826.49
潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率（%）	24.6	23.2	25.7	31.9	42.6
自己資本利益率（%）	17.2	2.3	23.8	16.1	20.3
株価収益率（倍）	22.37	430.12	10.62	5.92	3.23
配当性向（%）	11.8	80.8	8.1	10.1	7.7
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	―	6,151,421	4,526,845	6,351,762	4,405,114
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	―	△5,926,929	△5,410,194	△3,467,684	△2,752,695
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	―	△100,425	1,024,344	△3,013,745	△1,738,730
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	―	571,752	712,748	583,080	496,768
従業員数（人）	65	74	78	78	82

（注）１．上記の数値には、消費税及び地方消費税（以下消費税等）は含まれておりません。
２．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので「最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
４．従業員数は、平成12年３月期より就業人員数を表示しております。

2【沿革】

平成２年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、ＫＤＤＩ株式会社（旧第二電電株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成３年６月１日に設立されました。

その後の経緯は以下の通りであります。

平成４年３月	第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
平成４年４月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成４年７月	セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
平成４年10月	携帯・自動車電話サービス開始。
平成６年４月	移動機売切り制の実施。
平成７年７月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成８年11月	デジタル（ＰＤＣ）方式のサービスを開始。
平成９年４月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成10年７月	デジタル（ＣＤＭＡ）方式のサービスを開始。
平成11年５月	ＥＺｗｅｂ（イージーウェブ）サービスの開始。
平成11年11月	プリペイド式携帯電話サービスの開始。
平成12年１月	パケット通信サービスの開始。
平成12年４月	国際ローミングサービス（GLOBAL PASSPORT）の開始。
平成12年６月	第３世代携帯電話システム（ＩＭＴ－２０００）の認可を郵政省から受ける。
平成12年７月	携帯電話サービスのブランドａｕ（エーユー）の開始。
平成12年９月	アナログ（ＴＡＣＳ）方式のサービスを終了。
平成14年４月	第３世代携帯電話システム「ＣＤＭＡ2000 １ｘ」サービス開始。
平成14年11月	本店所在地を現在地に移転（那覇市久茂地）。
平成15年３月	デジタル（ＰＤＣ）方式のサービスを終了。

3【事業の内容】

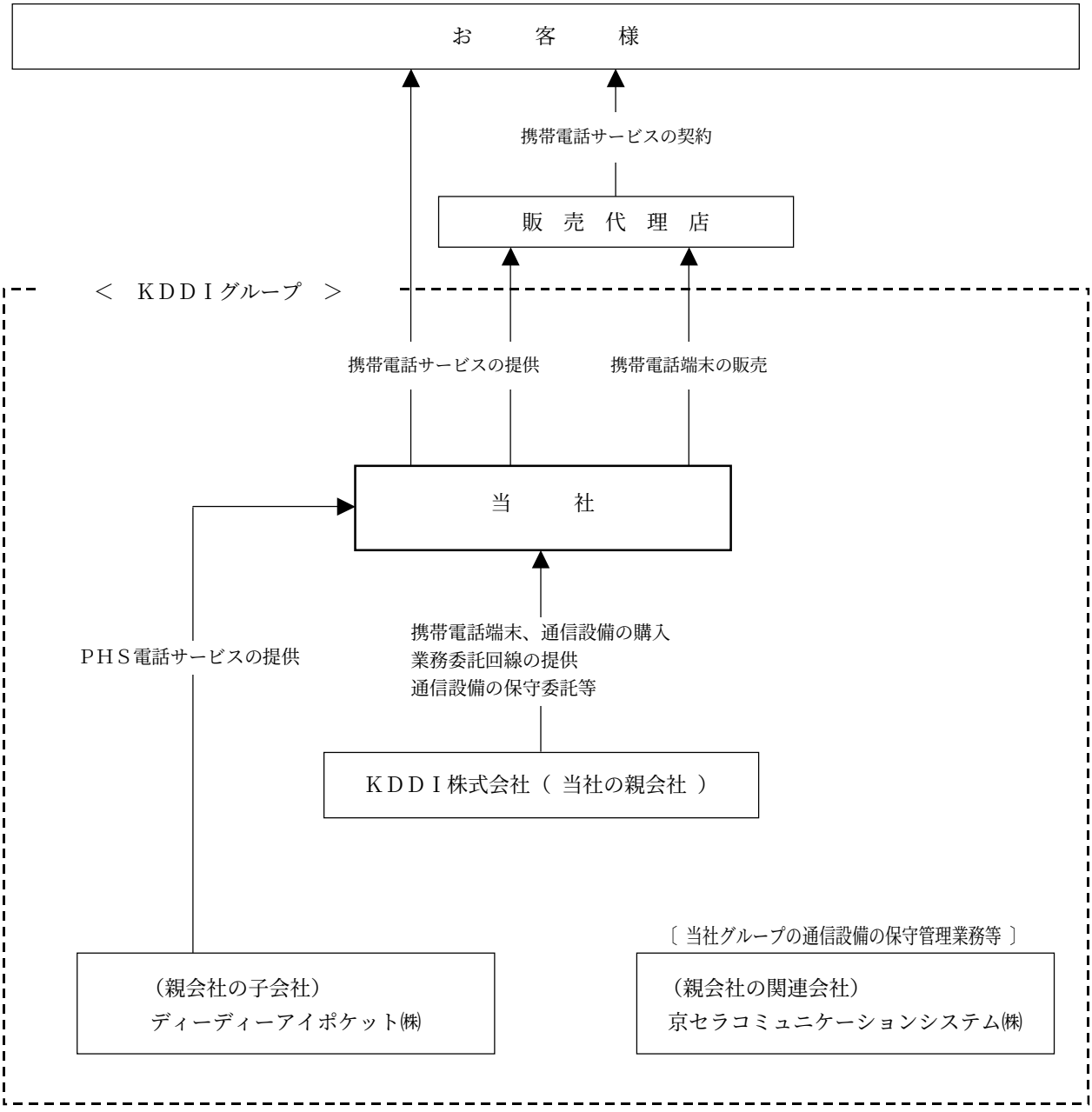
(1) 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び当社の親会社であるＫＤＤＩ株式会社により構成されており、携帯電話サービスの提供を主たる業務としております。

当社は当社の親会社であるＫＤＤＩ株式会社から、通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入を行っているほか業務委託回線の提供を受けており、当社のお客様であります携帯電話契約者に対しては、携帯電話サービスの提供を行っております。

［事業系統図］

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) その他

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信事業を行う第一種電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく許可・認可等を受ける必要があります。また無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

① 電気通信事業法

ａ．第一種電気通信事業の許可（第９条）

第一種電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

ｂ．許可の欠格事由（第11条）

総務大臣は、前条（許可の基準）の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第９条（第一種電気通信事業の許可）第１項の許可をしてはならない。

イ．この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ロ．第19条（事業の許可の取消し）第１項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者

ハ．法人又は団体であって、その役員のうちに前２号の一に該当する者があるもの

ｃ．電気通信役務の種類等の変更（第14条）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務の種類及びその態様、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

ｄ．業務の委託（第15条）

第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部の委託（当該委託を受けた者が自己又は第三者の設置する電気通信回線設備を用いてその委託された業務を行うものに限る。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

ｅ．事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割（第16条）

第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一種電気通信事業者たる法人の合併及び分割（第一種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

ｆ．事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

ｇ．事業の許可の取消し（第19条）

総務大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第９条（第一種電気通信事業の許可）第１項の許可を取り消すことができる。

イ．第12条（事業の開始の義務）第１項の規定により指定した期間（同条第３項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に事業を開始しないとき。

ロ．前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

ハ．第11条（許可の欠格事由）第１号又は第３号に該当するに至ったとき。

ｈ．第一種電気通信事業者の料金（第31条）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金を定め、その実施の日の７日前（特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更の場合を除く。）までに総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

ｉ．契約約款の届出等（第31条の４）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件について契約約款を定め、その実施の日の７日前までに総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

ｊ．禁止行為等（第37条の２）

総務大臣は、第38条の３（第二種指定電気通信設備との接続）第２項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供

の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者を指定することができる。

k．第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続（第38条）

第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

イ．電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

ロ．当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

ハ．前２号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l．第二種指定電気通信設備との接続（第38条の３）

総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算。）を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、実施の日の７日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届出接続約款により他の電気通信事業者との間に第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

m．電気通信設備の接続に関する協定（第38条の４）

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）の接続に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、次項の規定により届け出た接続約款により当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、当該第一種電気通信事業者の電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、又は変更しようとするときは、実施の日の７日前までに、総務大臣に届け出なければならない。

第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款により他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

n．電気通信設備の共用に関する協定（第39条の３）

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と第一種指定電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

② 電波法

a．無線局の開設（第４条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

ｂ．欠格事由（第５条第３項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

イ．この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

ロ．無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者。

ハ．電波法第27条の15第１項（第３号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者。

ｃ．変更等の許可（第17条）

免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

ｄ．無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ｅ．無線局の免許の取消等（第76条）

(a)　総務大臣は、免許人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、３か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

(b)　総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

イ．正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き６か月以上休止したとき。

ロ．不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。

ハ．前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

ニ．免許人が第５条第３項第１号に該当するに至ったとき。

(c)　総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

イ．第27条の５第１項第４号の期限（第27条の６第１項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。

ロ．正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き６か月以上休止したとき。

ハ．不正な手段により包括免許若しくは第27条の８の許可を受け、又は第27条の９の規定による指定の変更を行わせたとき。

ニ．第１項の規定による命令又は制限に従わないとき。

ホ．包括免許人が第５条第３項第１号に該当するに至ったとき。

(d)　総務大臣は、第２項（第４号を除く。）及び前項（第５号を除く。）の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第１項の開設計画の認定を取り消すことができる。

③　非対称規制の整備

平成13年６月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、今回、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業内容	議決権の被所有割合（%）	関係内容
ＫＤＤＩ株式会社	東京都新宿区	141,851	ネットワーク＆ソリューション事業(国内、国際通信サービス、インターネットサービス)携帯電話事業(携帯電話サービス、携帯電話端末販売等)	51.51	通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入。 通信設備の保守等。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。

（注）ＫＤＤＩ株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成15年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
82	37.5	6.4	6,389,110

（注）１．従業員数は、就業人員であり、社外から当社への出向者を含み、役員及び兼務役員の15名を除いております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、デフレの進行に歯止めがかからず雇用環境は悪化の一途をたどり、日経平均株価が20年ぶりに8,000円台を割り込むなど、景況感に好転の兆しがみられないまま推移いたしました。また、当社事業基盤の沖縄県の経済は、観光及び個人消費に底堅さがみられるものの、雇用面では依然厳しく景気の低迷感を脱するには至りませんでした。

この間国内携帯電話業界（ＰＨＳを除く）につきましては、全国の当事業年度末の加入者数は75,656千加入（前年期末比6,536千加入増）、沖縄県では703千加入（前年期末比54千加入増）となり、これまでの増勢が鈍化する一方、高速データ通信に対応した第３世代携帯電話サービスの本格展開と、デジタルカメラの付いた高機能携帯電話端末などで加入者獲得を競うなど、事業者を取り巻く環境は一段と厳しいものとなりました。

このような情勢のもと当社では、昨年４月より最大144ｋｂｐｓの高速データ通信を可能とする第３世代携帯電話「CDMA2000 １x」を開始するとともに、そのエリア展開を積極的に推進した結果、サービスエリアは当事業年度末で92%となりました。また、昨年11月には本社機能を集約し経営の効率的運営を図る目的で本社の移転を行ったほか、本年１月には単独で運用しておりました基幹系システムをＫＤＤＩａｕグループが運用するシステムと統合し、全国どこでも料金の支払いや携帯電話端末の故障修理が対応可能となり、県外在住のご家族とも「家族割」サービスが適用されるなど、利便性の向上を図りました。また、若年者が携帯電話を安心してご利用いただけるよう、学校生活のなかで携帯電話との正しい付き合い方から、出会い系サイト及び迷惑メールの危険性や防除方法などを啓蒙する「ケータイルールブック」の配布を積極的に行いました。

サービス面ではお客様がいつでも、どこでも容易に携帯電話（ezweb）からショッピングが楽しめるモバイル電子商取引サービス「ezショッピングパレード」を本格的に展開するとともに、他社携帯電話ユーザーを含め、グループでのメッセージ送信や、位置情報などの共有化が可能となるコミュニケーションサービス「Team Factory：チームファクトリー」を提供いたしました。さらに一部の携帯電話端末において最大15秒の滑らかな動画撮影が可能で、撮影した動画をＥメールで動画対応携帯電話端末やパソコンへ送信できる「ムービーメール」を開始するなど、新たなコミュニケーションスタイルを提案いたしました。ほかにもＣＤ音源そのものをダウンロードでき、着信音などにも設定できる業界初のサービス「着うた」や、他社携帯電話やムービーメール非対応機種でも動画が楽しめるよう「フォトメール便」の機能拡張を行ったほか、海外でもau携帯電話が利用できる「グローバルパスポート」のサービス地域をグアム島をはじめ米国のデトロイト及びシンシナティや中国のハルビン、西安などを新たに追加し、日本人の海外渡航先で６割以上の地域が利用可能となりました。また、エンターテイメント性の高いアプリケーションをこれまで以上に快適な環境で動作することができる、携帯電話向けアプリケーションプラットホーム「ＢＲＥＷTM（ブリュー）」を搭載した携帯電話端末を発売いたしました。

なお、ＰＤＣ方式のサービスにつきましては、高品質で高速データ通信などが可能な利便性に優れたＣＤＭＡ方式へのスムーズな移行を推進した結果、お客様のご理解ご協力のもと当事業年度末をもってサービスを終了いたしました。また、第３世代携帯電話「CDMA2000 １x」の加入者数につきましては、サービスエリアの充実とユーザーニーズにあわせた高機能携帯電話端末を投入した結果、当事業年度末で15万加入を突破いたしました。

これらの様々な施策を実施した結果、当事業年度末の加入数は339千加入（前年期末比27千加入増）、県内における当社の加入者シェアは48.3%となりました。

以上の結果、当事業年度の損益状況は、営業収益は電気通信事業営業収益で29,989,964千円（対前年同期比4.7%増）、附帯事業営業収益で9,990,882千円（対前年同期比17.6%増）、営業収益合計は39,980,846千円（対前年同期比7.6%増）となりました。経常利益につきましては2,704,527千円（対前年同期比32.0%増）、当期純利益は1,773,929千円（対前年同期比49.2%増）となりました。

なお、当社がお客様に提供している「ポイント α」について、ポイントサービスの業界慣行が成熟したこと、また、ＫＤＤＩグループとしての会計処理を統一する目的から、将来のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、当事業年度よりポイントサービス引当金を計上しております。これにより営業費用が183,095千円、特別損失が373,667千円それぞれ増加しております。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益が増加したものの法人税等の支払額の増加、有形固定資産の取得による支出等の要因により、前事業年度末に比べ86,311千円減少し、当事業年度末には496,768千円となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、税引前当期純利益やポイントサービス引当金の計上による非資金費用が増加したものの、法人税等の支払額の増加等により、前事業年度と比較して1,946,648千円(前年同期比30.65%減)減少し4,405,114千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、効率的な設備投資を実施したことにより有形固定資産の取得による支出等が減少したため、前事業年度と比較して714,989千円（前年同期比20.62%減）支出が減少して2,752,695千円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の借入れが4,200,000千円減少したものの社債の発行による収入が1,500,000千円増加し、短期借入金の純減少額が2,900,000千円、長期借入金の返済による支出が1,105,977千円減少したことにより、前事業年度と比較して1,275,015千円（前年同期比42.31%減）支出が減少して1,738,730千円の支出となりました。

(3) 電気通信回線設備

当社の第11期及び第12期における携帯電話サービスの開通回線数の状況は次のとおりであります。

なお、当社はこれらの開通回線のすべてにサービス提供可能な電気通信回線設備を設置しております。

サービス種別	第11期 （平成14年３月31日現在）	第12期 （平成15年３月31日現在）
携帯電話サービス（回線）	312,146	339,944

(4) 役務別損益明細状況

当事業年度の役務別損益明細表及び音声伝送役務損益明細表は、次のとおりであります。

① 役務別損益明細表

役務の種類	営業収益（千円）	営業費用（千円）	営業利益（千円）
音声伝送	24,033,193	18,110,787	5,922,406
データ伝送	5,956,770	9,334,903	△3,378,132
計	29,989,964	27,445,690	2,544,273

② 音声伝送役務損益明細表

役務の細目	営業収益（千円）	営業費用（千円）	営業利益（千円）
携帯電話	24,033,193	18,110,787	5,922,406
計	24,033,193	18,110,787	5,922,406

（注）１．役務別損益明細表及び音声伝送役務損益明細表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）第５条及び同附則第２項、第３項に基づき記載するものであります。

２．音声伝送役務損益明細表は、役務別損益明細表のうち、音声伝送役務についての損益明細表であります。

③ 専用役務損益明細

該当事項はありません。

(5) 料金

① 料金の改定

a. 料金の決定方式

第一種電気通信事業者のうち携帯電話事業者の電気通信料金の改定は、地方総合通信局（沖縄は沖縄総合通信事務所）への事前の届出により行います。

（参考） 上記に関する根拠法等

○ 料金変更の届出（電気通信事業法第31条第１項）

○ 料金の届出の範囲（電気通信事業法施行規則第19条）

b. 料金の変更を決定する場合の当社の方針

当社は、次の観点を重視して料金の変更を行っております。

・他事業者と競争可能な料金

・お客様への利益還元

・適正な利潤の確保（株主への還元及び自己資本の充実）

c. 料金変更に関する業務改善命令

総務大臣は、届け出た料金が利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該料金を変更すべきことを命ずることができるとされております。

② 当社の料金体系

a. 契約時料金

契約事務手数料（円）
2,700

b. 基本使用料

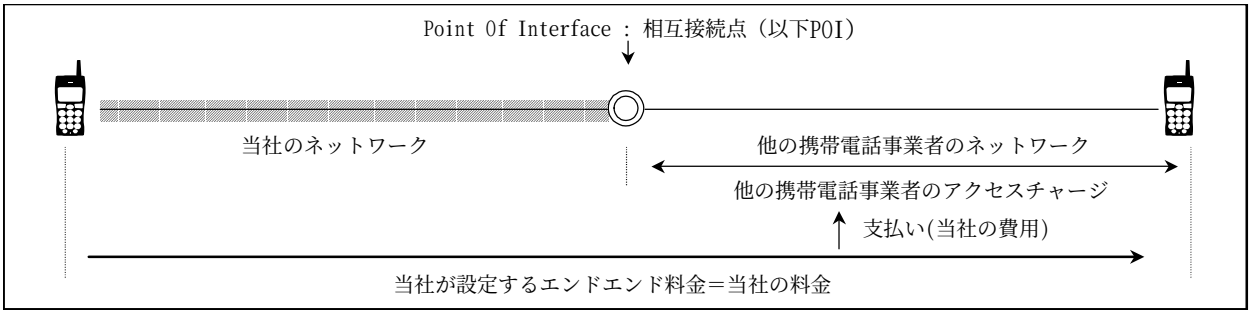
料金プラン	月額基本使用料
標準プラン（円）	4,600
ちょっとコール（円）	3,500
デイタイムプランＫＯ（円）	4,000
コミコミコールスーパー（円）	13,500
コミコミコールジャンボ（円）	8,800
コミコミコールＬ（円）	5,800
コミコミコールＳ（円）	3,900

(注）上記料金は、平成15年３月31日現在における月額料金となっております。

c．通話料

(a) 携帯電話発信・携帯電話着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、他の携帯電話事業者の業務区域内の携帯電話に着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンド（発信地から着信地までをいう。以下同じ。）の通話料を当社の電話収入とし、当該他の携帯電話事業者に対してはネットワーク使用料として事業者間接続料金（以下、「アクセスチャージ」という。）を支払っております。



当社の営業区域内の携帯電話から発信し、他の携帯電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

（標準プランのエンドエンドの通話料金）

区分		通話料金額（次の秒数までごとに10円）				
		昼間	土・日・祝日	夜間	土・日・祝日	深夜・早朝
当社内への通話		18.5秒	32.5秒	29.0秒	32.5秒	45.0秒
ａｕグループへの通話	沖縄県内又は鹿児島県					
	その他	17.0秒	31.0秒	28.5秒	31.0秒	42.5秒
他社への通話						

（注）１．昼　　間：午前８時から午後７時までの間
夜　　間：午後７時から午後11時までの間
深夜・早朝：午後11時から午前８時までの間

２．祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。

（ちょっとコールのエンドエンドの通話料金）

平日の昼間については、標準プランのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯については標準プランのエンドエンドの通話料と同額。

（デイタイムプランＫＯのエンドエンドの通話料金）

平日の昼間については、60秒までごとに20円。その他の時間帯については、60秒までごとに60円。

（コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに15円（ただし9,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに20円（ただし4,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールＬのエンドエンドの通話料金）

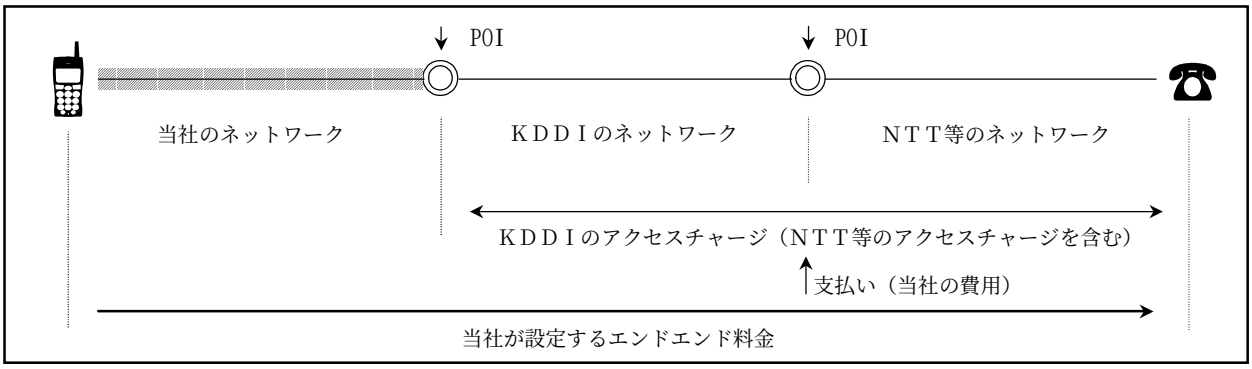
60秒までごとに30円（ただし3,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールＳのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに40円（ただし1,400円分の通話料は無料）。

(b) 携帯電話発信・東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社等（以下「ＮＴＴ等」という。）加入電話着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、ＮＴＴ等加入電話に着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、ＮＴＴ等に対しては中継するＫＤＤＩ分に含めてＫＤＤＩのネットワーク使用料としてアクセスチャージを支払っております。



当社の業務区域内の携帯電話から発信し、ＮＴＴ等加入電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

（標準プランのエンドエンドの通話料金）

区分	通話料金額（次の秒数までごとに10円）				
	昼間	土・日・祝日	夜間	土・日・祝日	深夜・早朝
沖縄県内又は鹿児島県	24.0秒	36.5秒	32.5秒	36.5秒	50.0秒
その他の地域	21.5秒	32.5秒	29.0秒	32.5秒	45.0秒

（ちょっとコールのエンドエンドの通話料金）

平日の昼間については、標準プランのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯については標準プランのエンドエンドの通話料と同額。

（デイタイムプランＫＯのエンドエンドの通話料金）

平日の昼間については、60秒までごとに20円。その他の時間帯については、60秒までごとに60円。

（コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに15円（ただし9,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに20円（ただし4,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールＬのエンドエンドの通話料金）

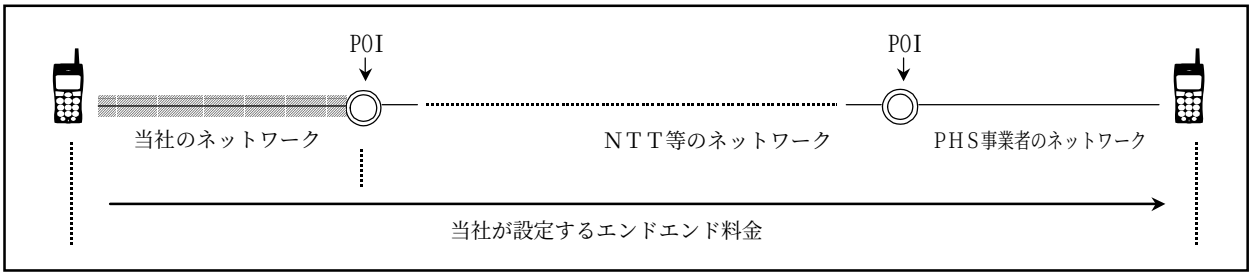
60秒までごとに30円（ただし3,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールＳのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに40円（ただし1,400円分の通話料は無料）。

(c) 携帯電話発信・ＰＨＳ着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、ＰＨＳに着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、ＰＨＳ事業者等に対しては費用としてアクセスチャージを支払っております。



当社の営業区域内の携帯電話から発信し、ＰＨＳに着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

（標準プランのエンドエンドの通話料金）

区分	通話料金額（次の秒数までごとに10円）		
	昼間		夜間・深夜・早朝
		土・日・祝日	
全国一律	13.5秒	21.0秒	21.0秒

（ちょっとコールのエンドエンドの通話料金）

平日の昼間については、標準プランのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯については標準プランのエンドエンドの通話料と同額。

（デイタイムプランＫＯのエンドエンドの通話料金）

平日の昼間については、60秒までごとに20円。その他の時間帯については、60秒までごとに60円。

（コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに15円（ただし9,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに20円（ただし4,000円分の通話料は無料）。

（コミコミコールＬのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに30円（ただし3,000円分の通話料は無料）。

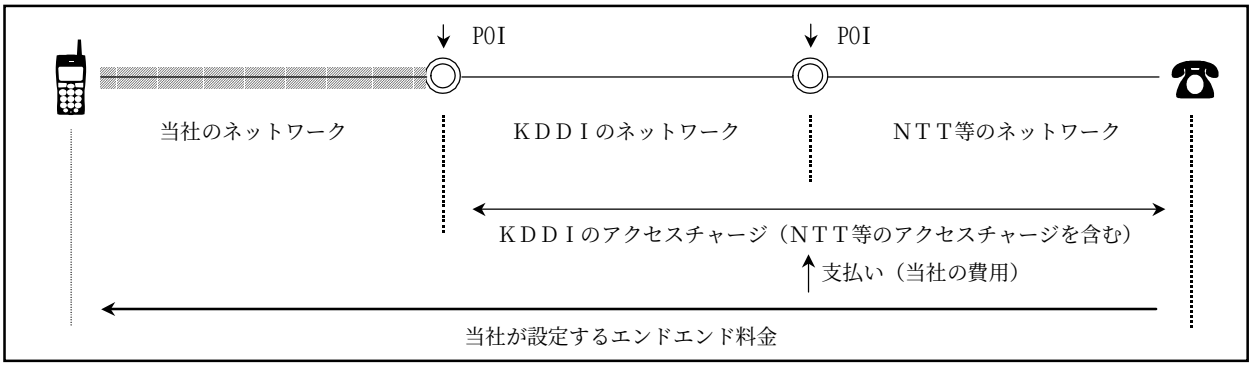
（コミコミコールＳのエンドエンドの通話料金）

60秒までごとに40円（ただし1,400円分の通話料は無料）。

(d) ＮＴＴ等加入電話発信・携帯電話着信

ＮＴＴ等加入電話から発信し、当社の業務区域内の携帯電話に着信した場合の通話料については、エンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、ＮＴＴ等に対しては中継するＫＤＤＩ分に含めてＫＤＤＩのネットワーク使用料としてアクセスチャージを支払っております。

なお、顧客からのエンドエンドの通話料の回収は発信側が行うため、この場合は、ＮＴＴ等が料金の回収を行ない、事業者間の精算行為により当社は債権回収を行っております。



ＮＴＴ等加入電話から発信し、当社の業務区域内の携帯電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

（ＮＴＴ等加入電話からのエンドエンドの通話料金）

区分	通話料金額（次の秒数までごとに10円）			
	昼間	土・日・祝日	夜間	深夜・早朝
沖縄県内及び鹿児島県	15.0秒	20.0秒	20.0秒	30.0秒
その他の地域	12.0秒	20.0秒	20.0秒	30.0秒

d. 「ezweb」に関する料金

「ezweb」利用にあたっては、メッセージサービスの契約が必要となります。

(a) メッセージサービス基本使用料　300円／月

(b) 通信料

・パケット通信料　0.27円／パケット（＝128バイト）

(注）cdma0ne方式の特定のプラン（マルチコース）において午前１時から午後５時までの間のインターネットの通信料は、100パケットまでの通信料は１パケットあたり0.2円、100パケットを超える分の通信料は１パケットあたり0.1円となります。ただし、ＢＲＥＷTM通信料及びeznavigationの位置確認、ＳＳＬ通信（インターネットでの情報暗号化による通信）での通信料金は時間帯に関わらず0.27円／パケットになります。

2【仕入及び営業の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	第12期 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	前年同期比（%）
携帯電話端末機器及び付属品 （千円）	9,345,528	27.1

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 営業実績

当事業年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	第12期 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	前年同期比（%）
電気通信事業（千円）		
音声伝送（千円）	24,033,193	△3.9
データ伝送（千円）	5,956,770	63.0
計（千円）	29,989,964	4.7
附帯事業（千円）	9,990,882	17.6
合計（千円）	39,980,846	7.6

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

わが国経済は株価の下落など依然として環境は厳しく、イラク問題の動向やアメリカ経済の先行き等を巡る不透明感の強まりなどで、国内景気は回復へのはっきりした動きがみられない状況にあります。

また、国内携帯電話業界におきましては、市場成熟化の進展に伴い安定成長期を迎える一方、データ通信利用の需要は拡大傾向に推移しており、厳しい市場環境のなかで競争はますます激化するものと予想されます。

このような中、当社といたしましては、「お客様重視」を起点とする営業活動を推進し、ＫＤＤＩグループとの強力な連携のもと、「CDMA2000 1x」の先進性と効率性を活かしたモバイルソリューションサービスをはじめとした付加価値の高いサービスを提供してまいります。また、「CDMA2000 1x」の整備拡充と、更にこれを進化発展させ最大2.4Mbpsの高速データ通信が可能となる「CDMA2000 1x EV-DO（Evolution Data Only）」へと展開し、お客様には、これまで以上に気軽により快適にご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。さらに、このように効率的な設備投資を行うことにより、財務体質を強化するとともに、経営全般にわたる経費の削減と更なる業務の合理化に努め、企業収益の確保と競争力のある経営体質を築き、電気通信事業を通して社会の発展に貢献すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当社では、ＣＤＭＡ方式の加入者増加に伴う無線装置の増設及び、ネットワークの品質を強化するための基地局の新設並びに、「CDMA2000 1x」のサービス開始とエリア拡大に伴う設備投資を実施しました。

その結果、当事業年度中に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は2,764,351千円となりました。

また、当事業年度末をもってサービスを終了したＰＤＣ方式につきまして、除却費を633,496千円計上しております。

２【主要な設備の状況】

平成15年３月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額										従業員数 (人)
		機械設備 (千円)	空中線設備 (千円)	市外線路設備 (千円)	土木設備 (千円)	建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び装置 (千円)	工具器具及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (沖縄県那覇市)	事務用機器等	1,247	－	－	－	76,821	－	－	61,883	－	139,952	77
交換局 (沖縄県那覇市)	電気通信設備	4,232,505	10,182	5,304	44,434	52,054	760	34	5,707	－	4,350,983	5
無線基地局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	5,082,933	2,982,196	269	－	1,525,488	341,030	19	2,015	388,268 (13,381㎡)	10,322,222	－
その他 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備等	162,788	－	－	－	125,610	－	－	9,425	－	297,824	－

（注）１．帳簿価額の金額には、建設仮勘定は含んでおりません。

２．その他の主なものは、当社以外のＫＤＤＩグループに設置しております共用設備及び当社の販売代理店等に係るものであります。

３．リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
顧客管理システム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	４～５	16,103	23,697
ＦＡＸ受付システム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	４～５	19,525	12,107
ＣＴＩシステム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	４～５	19,444	12,771

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		
基地局設備（沖縄県那覇市他）	ＣＤＭＡ2000 1ｘ ＥＶ－ＤＯサービス開始及び需要増に伴う基地局設備の新増設等	1,900,000	10,786	自己資金及び借入金	平成15年度中
交換局設備（沖縄県那覇市）	ＣＤＭＡ2000 1ｘ ＥＶ－ＤＯサービス開始及び需要増に伴う交換局設備の新増設等	500,000	345	自己資金及び借入金	平成15年度中
その他の電気通信設備（沖縄県那覇市他）	需要増に伴うその他の電気通信設備の増設等	100,000	―	自己資金及び借入金	平成15年度中

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	設備の内容	計画額 (千円)	除却予定年月
交換局（沖縄県那覇市）	交換機等設備	400,000	平成15年度中

（注）上記の金額は、平成15年３月末日の帳簿価額により算定しております。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	250,000
計	250,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成15年３月31日）	提出日現在発行数（株）（平成15年６月26日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	68,355	同左	日本証券業協会	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	68,355	同左	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成11年７月31日（注）	54,684	68,355	―	1,414,581	―	1,614,991

（注） 平成11年７月31日付をもって、50,000円額面株式１株を10,000円額面株式５株に分割しております。

(4) 【所有者別状況】

平成15年３月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	―	11	7	63	25	8	3,478	3,584	―
所有株式数（株）	―	4,909	198	45,588	2,190	60	15,470	68,355	―
所有株式数の割合（%）	―	7.18	0.29	66.69	3.20	0.09	22.63	100	―

（注）上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が22株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成15年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ＫＤＤＩ株式会社	東京都新宿区西新宿２丁目３番２号	35,215	51.51
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地３丁目10番１号	1,180	1.72
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地１丁目11番１号	1,180	1.72
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市城間1985番地１号	1,180	1.72
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港５丁目２番１号	1,180	1.72
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地２丁目３番１号	1,180	1.72
株式会社金秀本社	沖縄県那覇市旭町27番地	800	1.17
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地２丁目９番12号	585	0.85
國幸興發株式会社	沖縄県那覇市泉崎１丁目16番18号	517	0.75
りゅうせき商事株式会社	沖縄県那覇市松山２丁目２番13号	500	0.73
東亜運輸株式会社	沖縄県那覇市港町３丁目７番50号	500	0.73
計	―	44,017	64.39

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成15年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　68,355	68,355	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	―	―	―
発行済株式総数	68,355	―	―
総株主の議決権	―	68,355	―

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が22株（議決権の数22個）含まれております。

②【自己株式等】

平成15年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

(7)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、株主資本利益率の向上に努めるとともに、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当初、従来の配当金と同様に１株当たり875円の配当実施を予定しておりましたが、平成15年３月期の業績において、目標達成に向け全社を挙げて企業努力に傾注した結果、経常利益、当期純利益とも目標を達成することができましたので、株主の皆様のご支援にお応えすべく普通配当１株当たり1,125円の配当とし、すでに１株当たり875円の中間配当を行っておりますので、年間配当金は１株当たり2,000円となりました。

（注）当事業年度の中間配当に関する取締役会決議日　　平成14年11月７日

4【株価の推移】

(1)【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成11年３月	平成12年３月	平成13年３月	平成14年３月	平成15年３月
最高（円）	1,480,000	3,570,000 □1,150,000	780,000	275,000	139,000
最低（円）	620,000	700,000 □385,000	199,000	78,600	80,300

（注）１．最高・最低株価は日本証券業協会におけるものであります。
２．□印は株式分割（額面変更）後の株価を示しております。

(2)【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成14年10月	11月	12月	平成15年１月	２月	３月
最高（円）	107,000	111,000	95,000	91,000	92,000	90,000
最低（円）	88,500	83,000	86,000	84,500	84,000	80,300

（注）最高・最低株価は日本証券業協会におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
取締役相談役	―	稲盛　和夫	昭和７年１月30日生	昭和34年４月　京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）設立、同社取締役 昭和41年５月　同社代表取締役社長 昭和59年６月　第二電電企画株式会社（現ＫＤＤＩ株式会社）設立、代表取締役会長 昭和60年６月　京セラ株式会社代表取締役会長兼社長 昭和61年10月　同社代表取締役会長 昭和62年12月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）代表取締役会長兼社長 昭和63年２月　関西セルラー電話株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）代表取締役会長 平成元年６月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）代表取締役会長 平成３年６月　当社取締役相談役（現在に至る） 平成４年６月　京セラ株式会社取締役会長 平成９年６月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）取締役名誉会長 京セラ株式会社取締役名誉会長（現在に至る） 平成12年11月　株式会社エーユー（現 ＫＤＤＩ株式会社）取締役名誉会長 平成13年６月　ＫＤＤＩ株式会社最高顧問（現在に至る）	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
取締役会長 (代表取締役)	―	小野寺　正	昭和23年２月３日生	昭和45年４月　日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 昭和59年11月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）入社 平成元年６月　同社取締役 平成７年６月　当社取締役 第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）常務取締役 平成９年６月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）代表取締役副社長 平成10年６月　北海道セルラー電話株式会社及び東北セルラー電話株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）の代表取締役会長 平成12年６月　九州セルラー電話株式会社及び中国セルラー電話株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）の代表取締役会長 平成12年11月　株式会社エーユー（現 ＫＤＤＩ株式会社）取締役 平成13年６月　当社代表取締役会長（現在に至る） 株式会社エーユー（現 ＫＤＤＩ株式会社）代表取締役会長 ＫＤＤＩ株式会社代表取締役社長（現在に至る）	―
取締役社長 (代表取締役)	―	親泊　一郎	昭和７年１月１日生	昭和30年４月　株式会社琉球新報社入社 昭和49年５月　同社取締役 昭和58年５月　同社常務取締役 昭和63年６月　同社代表取締役社長 平成８年６月　同社取締役会長 平成10年６月　当社代表取締役社長（現在に至る） 平成15年４月　社団法人沖縄県経営者協会会長（現在に至る）	55

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
取締役副社長(代表取締役)	―	佐川　信和	昭和17年２月21日生	昭和41年３月　京セラ株式会社入社 平成３年６月　同社取締役 平成４年４月　同社取締役総合技術本部総合企画部長 平成６年５月　同社取締役自動車部品事業部長 平成10年６月　同社取締役有機材料部品事業本部本部長 平成11年10月　同社取締役ファインセラミック事業本部副本部長 平成12年６月　当社代表取締役副社長（現在に至る）	16
取締役	法人営業部長	嵩元　盛兼	昭和30年４月25日生	昭和56年４月　琉球石油株式会社（現 株式会社りゅうせき）入社 平成３年６月　当社営業部長 平成６年６月　当社取締役営業部長 平成12年９月　当社取締役管理部長 平成14年６月　当社取締役法人営業部長（現在に至る）	7
取締役	代理店営業部長	乙須　栄蔵	昭和16年７月15日生	昭和44年10月　京セラ株式会社入社 平成６年８月　同社川内工場工場長 平成10年６月　当社取締役管理部長 平成12年９月　当社取締役営業部長 平成14年６月　当社取締役代理店営業部長（現在に至る）	23
取締役	―	崎間　晃	昭和７年10月13日生	昭和29年４月　株式会社琉球銀行入行 昭和56年６月　同行専務取締役 昭和58年６月　同行代表取締役専務 昭和60年６月　同行代表取締役頭取 平成３年６月　当社取締役（現在に至る） 平成５年６月　株式会社琉球銀行代表取締役会長 平成11年５月　同行取締役相談役 平成11年６月　同行相談役 平成13年12月　同行顧問（現在に至る）	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
取締役	―	小禄　邦男	昭和10年９月20日生	昭和35年３月　琉球放送株式会社入社 昭和50年５月　同社取締役 昭和53年10月　同社常務取締役 昭和57年２月　同社専務取締役 昭和57年５月　同社代表取締役社長 平成３年６月　当社取締役（現在に至る） 平成９年６月　琉球放送株式会社代表取締役会長（現在に至る）	―
取締役	―	知念　榮治	昭和14年５月10日生	昭和37年６月　琉球石油株式会社（現 株式会社りゅうせき）入社 昭和61年６月　同社常務取締役 昭和63年６月　同社専務取締役 平成４年６月　同社取締役副社長 平成５年６月　同社代表取締役社長 平成11年６月　当社取締役（現在に至る） 株式会社りゅうせき代表取締役会長（現在に至る）	―
取締役	―	起橋　俊男	昭和17年５月30日生	平成４年４月　日本開発銀行審査部長 平成６年７月　日本移動通信株式会社（現ＫＤＤＩ株式会社）営業企画部長 平成７年６月　同社取締役 平成11年６月　同社常務取締役 平成12年６月　同社専務取締役 平成12年10月　株式会社ディーディーアイ（現 ＫＤＤＩ株式会社）常務取締役 平成13年６月　当社取締役（現在に至る） 株式会社エーユー（現 ＫＤＤＩ株式会社）代表取締役社長 ＫＤＤＩ株式会社執行役員専務（現在に至る）	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
取締役	―	中野　伸彦	昭和20年10月12日生	昭和48年３月　京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 平成元年４月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）入社 平成７年６月　同社取締役 平成９年６月　同社常務取締役 平成12年11月　株式会社エーユー（現 ＫＤＤＩ株式会社）専務取締役 平成13年６月　当社取締役（現在に至る） 株式会社エーユー（現 ＫＤＤＩ株式会社）取締役 ＫＤＤＩ株式会社執行役員常務 平成15年４月　ＫＤＤＩ株式会社執行役員専務（現在に至る） 平成15年６月　ＫＤＤＩ株式会社取締役（現在に至る）	―
取締役	―	藤本　勇治	昭和25年７月18日生	平成元年２月　日本移動通信株式会社入社 平成10年４月　同社首都圏事業部営業部長 平成11年６月　同社経営企画部長 平成12年７月　同社理事　営業推進部長 平成12年10月　第二電電㈱、ＫＤＤ㈱、日本移動通信㈱の合併により、㈱ディーディーアイ（現ＫＤＤＩ㈱）発足 平成13年６月　ＫＤＤＩ株式会社理事　ａｕ営業本部ａｕ関東支社副支社長 平成13年12月　同社ａｕ営業本部ａｕ営業企画部長 平成14年２月　同社ａｕ営業本部ａｕ営業企画部長兼ａｕ業務企画部長 平成15年４月　同社執行役員（現在に至る） 平成15年６月　当社取締役（現在に至る）	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
常勤監査役	―	古里　功一	昭和20年７月２日生	昭和45年３月　京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 平成５年６月　同社国分工場経営管理２課責任者 平成９年５月　第二電電株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）移動体通信本部次長 平成９年６月　当社常勤監査役（現在に至る）	17
監査役	―	仲井真　弘多	昭和14年８月19日生	昭和36年４月　通商産業省入省 昭和53年４月　工業技術院総務部機械規格課長 昭和55年７月　沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部長 昭和57年11月　機械情報産業局通商課長 昭和61年６月　工業技術院総務部技術審議官 昭和62年10月　沖縄電力株式会社理事 昭和63年10月　同社取締役 平成元年６月　同社常務取締役 平成２年12月　沖縄県副知事 平成４年６月　沖縄電力株式会社取締役 平成５年６月　同社代表取締役副社長 平成７年６月　同社代表取締役社長（現在に至る） 平成13年11月　那覇商工会議所会頭（現在に至る） 平成15年６月　当社監査役（現在に至る）	―
監査役	―	安里　昌利	昭和23年３月16日生	昭和48年５月　株式会社沖縄銀行入行 平成４年７月　同行南風原支店長 平成６年７月　同行東京支店長兼東京事務所長 平成８年７月　同行審査第一部長 平成10年７月　同行取締役委嘱本店営業部長 平成12年６月　同行常務取締役 平成14年６月　同行代表取締役頭取（現在に至る） 平成15年６月　当社監査役（現在に至る）	―
計					118

（注）常勤監査役古里功一、監査役仲井真弘多及び安里昌利は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）以下「財務諸表等規則」という。第２条に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

なお、第11期事業年度（平成13年４月１日から平成14年３月31日まで）は、改正前の「財務諸表等規則」及び「電気通信事業会計規則」に基づき、第12期事業年度（平成14年４月１日から平成15年３月31日まで）は、改正後の「財務諸表等規則」及び「電気通信事業会計規則」に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、第11期事業年度（平成13年４月１日から平成14年３月31日まで）及び第12期事業年度（平成14年４月１日から平成15年３月31日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度（平成14年３月31日） 金額（千円）		構成比（%）	当事業年度（平成15年３月31日） 金額（千円）		構成比（%）
（資産の部）							
Ⅰ　固定資産							
A　電気通信事業固定資産							
(1) 有形固定資産							
１．機械設備		20,756,898			20,950,221		
減価償却累計額		10,376,445	10,380,452		11,470,744	9,479,476	
２．空中線設備		4,565,547			4,764,384		
減価償却累計額		1,546,953	3,018,594		1,772,005	2,992,379	
３．市外線路設備		32,961			32,961		
減価償却累計額		25,649	7,312		27,387	5,574	
４．土木設備		70,627			70,627		
減価償却累計額		24,264	46,362		26,193	44,434	
５．建物		2,230,018			2,362,270		
減価償却累計額		494,752	1,735,265		582,295	1,779,975	
６．構築物		598,558			618,842		
減価償却累計額		236,552	362,005		277,051	341,791	
７．機械及び装置		811			811		
減価償却累計額		729	81		756	54	
８．工具、器具及び備品		170,635			185,257		
減価償却累計額		118,347	52,287		106,411	78,845	
９．土地			388,268			388,268	
10．建設仮勘定			1,182,474			74,555	
有形固定資産合計			17,173,105	69.3		15,185,353	67.8

区分	注記番号	前事業年度（平成14年３月31日）		構成比（%）	当事業年度（平成15年３月31日）		構成比（%）
		金額（千円）			金額（千円）		
(2) 無形固定資産							
１．施設利用権			163,074			150,630	
２．ソフトウェア			192,941			42,567	
３．借地権			2,000			2,000	
４．電話加入権			15,022			15,022	
無形固定資産合計			373,038	1.5		210,220	0.9
電気通信事業固定資産合計			17,546,144	70.8		15,395,574	68.7
B　附帯事業固定資産							
(1) 有形固定資産			―			185	
(2) 無形固定資産			6,068			1,135	
附帯事業固定資産合計			6,068	0.0		1,320	0.0
C　投資その他の資産							
１．投資有価証券			99,694			104,061	
２．長期前払費用			221,798			156,503	
３．繰延税金資産			496,298			940,600	
４．敷金・保証金			201,808			151,762	
５．その他の投資及びその他の資産			67,106			58,995	
貸倒引当金			△70,266			△60,522	
投資その他の資産合計			1,016,439	4.1		1,351,400	6.0
固定資産合計			18,568,652	74.9		16,748,295	74.7
Ⅱ　流動資産							
１．現金及び預金			583,080			496,768	
２．売掛金			3,454,274			3,595,049	
３．未収入金			817,060			699,285	
４．貯蔵品			1,063,416			676,028	
５．前払費用			111,015			96,930	
６．繰延税金資産			255,246			207,344	
７．その他の流動資産			28,956			690	
貸倒引当金			△108,876			△109,096	
流動資産合計			6,204,172	25.1		5,663,000	25.3
資産合計			24,772,825	100.0		22,411,296	100.0

区分	注記番号	前事業年度（平成14年３月31日）			当事業年度（平成15年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（％）	金額（千円）		構成比（％）
（負債の部）							
Ⅰ　固定負債							
１．社債			―			1,125,000	
２．長期借入金			4,893,813			3,239,882	
３．退職給付引当金			80,911			134,564	
４．ポイントサービス引当金			―			556,762	
固定負債合計			4,974,724	20.1		5,056,208	22.5
Ⅱ　流動負債							
１．１年以内に期限到来の固定負債			3,900,629			2,941,431	
２．買掛金	※２		1,267,436			1,052,300	
３．短期借入金			1,500,000			1,400,000	
４．未払金	※２		3,725,117			1,611,707	
５．未払費用			126,815			128,538	
６．未払法人税等			1,211,700			582,200	
７．前受金			36,599			19,230	
８．預り金			65,275			10,844	
９．賞与引当金			61,760			68,000	
流動負債合計			11,895,333	48.0		7,814,252	34.9
負債合計			16,870,057	68.1		12,870,460	57.4

区分	注記番号	前事業年度（平成14年３月31日）			当事業年度（平成15年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（％）	金額（千円）		構成比（％）
（資本の部）							
Ⅰ　資本金	※１		1,414,581	5.7		－	－
Ⅱ　資本準備金			1,614,991	6.5		－	－
Ⅲ　利益準備金			64,425	0.3		－	－
Ⅳ　その他の剰余金							
１．任意積立金							
別途積立金			3,560,000			－	
２．当期未処分利益			1,251,269			－	
その他の剰余金合計			4,811,269	19.4		－	－
Ⅴ　その他有価証券評価差額金	※３		△2,499	△0.0		－	－
資本合計			7,902,768	31.9		－	－
Ⅰ　資本金	※１		－	－		1,414,581	6.3
Ⅱ　資本剰余金							
１．資本準備金		－			1,614,991		
資本剰余金合計			－	－		1,614,991	7.2
Ⅲ　利益剰余金							
１．利益準備金		－			64,425		
２．任意積立金							
別途積立金		－			4,560,000		
３．当期未処分利益		－			1,886,763		
利益剰余金合計			－	－		6,511,189	29.1
Ⅳ　その他有価証券評価差額金	※３		－	－		74	0.0
資本合計			－	－		9,540,835	42.6
負債・資本合計			24,772,825	100.0		22,411,296	100.0

②【損益計算書】

		前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）			当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）		
区分	注記番号	金額（千円）		百分比（％）	金額（千円）		百分比（％）
経常損益の部							
（営業損益の部）							
Ⅰ　電気通信事業営業損益							
(1) 営業収益							
１．音声伝送収入		24,998,451			24,033,193		
２．データ伝送収入		3,653,834	28,652,286	77.1	5,956,770	29,989,964	75.0
(2) 営業費用							
１．営業費		14,249,606			14,896,689		
２．施設保全費		1,623,965			2,208,711		
３．管理費		943,590			997,313		
４．減価償却費		3,367,085			2,998,999		
５．固定資産除却費		844,118			960,093		
６．通信設備使用料		5,361,288			4,994,163		
７．租税公課		347,138	26,736,792	71.9	389,719	27,445,690	68.6
電気通信事業営業利益			1,915,494	5.2		2,544,273	6.4
Ⅱ　附帯事業営業損益							
(1) 営業収益			8,494,544	22.9		9,990,882	25.0
(2) 営業費用	※１		8,267,754	22.3		9,732,916	24.4
附帯事業営業利益			226,790	0.6		257,965	0.6
営業利益			2,142,284	5.8		2,802,239	7.0

区分	注記番号	前事業年度（自　平成13年４月１日　至　平成14年３月31日）			当事業年度（自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日）		
		金額（千円）		百分比（％）	金額（千円）		百分比（％）
（営業外損益の部）							
Ⅲ　営業外収益							
１．受取利息		329			48		
２．受取配当金		1,827			2,772		
３．受取手数料		45,008			47,193		
４．賃貸収入		30,263			28,263		
５．受取補償料		15,000			－		
６．雑収入		28,643	121,072	0.3	24,084	102,363	0.2
Ⅳ　営業外費用							
１．支払利息		214,349			165,532		
２．社債利息		－			1,078		
３．社債発行費		－			22,650		
４．雑支出		－	214,349	0.6	10,813	200,074	0.5
経常利益			2,049,006	5.5		2,704,527	6.7
特別損益の部							
Ⅰ　特別損失							
過年度ポイントサービス引当金繰入額			－	－		373,667	0.9
税引前当期純利益			2,049,006	5.5		2,330,860	5.8
法人税等		1,407,497			1,176,973		
過年度法人税等戻入額		－			221,849		
法人税等調整額		△547,170	860,327	2.3	△398,193	556,930	1.4
当期純利益			1,188,679	3.2		1,773,929	4.4
前期繰越利益			113,856			172,644	
中間配当額			51,266			59,810	
当期未処分利益			1,251,269			1,886,763	

（注）　百分比は電気通信事業営業収益と附帯事業営業収益の合計を100％として算出しております。

電気通信事業営業費用明細表

科目	前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）			当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）		
	事業費 （千円）	管理費 （千円）	計（千円）	事業費 （千円）	管理費 （千円）	計（千円）
人件費	486,743	179,728	666,471	568,871	178,698	747,570
経費	15,137,058	763,134	15,900,192	16,228,243	818,614	17,046,858
消耗品費	71,979	14,186	86,166	125,512	16,911	142,423
借料・損料	1,009,199	41,854	1,051,054	1,344,277	38,013	1,382,291
保険料	14,709	1,543	16,252	10,465	1,683	12,149
光熱水道料	453,726	783	454,510	472,090	1,106	473,196
修繕費	44,535	332	44,868	108,824	15,193	124,017
旅費交通費	31,086	16,379	47,465	41,085	15,448	56,533
通信運搬費	431,574	7,400	438,975	381,960	7,646	389,606
広告宣伝費	1,187,781	5,706	1,193,487	936,130	6,103	942,233
交際費	6,596	4,985	11,581	6,536	2,644	9,180
厚生費	6,521	3,365	9,886	6,643	2,305	8,949
作業委託費	1,587,046	41,083	1,628,130	1,807,910	50,465	1,858,375
雑費	10,292,299	625,512	10,917,812	10,986,806	661,092	11,647,899
業務委託費	145,611	－	145,611	192,489	－	192,489
貸倒損失	104,159	727	104,886	115,795	0	115,795
小計	15,873,571	943,590	16,817,162	17,105,400	997,313	18,102,714
減価償却費			3,367,085			2,998,999
固定資産除却費			844,118			960,093
通信設備使用料			5,361,288			4,994,163
租税公課			347,138			389,719
合計			26,736,792			27,445,690

（注）１．事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

２．人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度59,379千円、当事業年度65,942千円及び退職給付費用が前事業年度39,314千円、当事業年度74,347千円含まれております。

３．貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度128,989千円、当事業年度131,594千円及び償却済債権回収額が前事業年度28,931千円、当事業年度18,774千円含まれております。

４．作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

５．雑費には、販売手数料が含まれております。また、当事業年度よりポイントサービス引当金繰入額が183,095千円含まれております。

６．業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

③【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
区分	注記番号	金額（千円）	金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		2,049,006	2,330,860
減価償却費		3,372,023	2,999,207
貸倒引当金の減少額		△22,813	△9,524
退職給付引当金の増加額		18,936	53,653
ポイントサービス引当金の増加額		―	556,762
賞与引当金の増加額		8,760	6,240
固定資産除却費		838,767	870,584
受取利息及び受取配当金		△2,156	△2,820
支払利息		214,349	166,611
売上債権の増減額（増加：△）		209,073	△140,774
たな卸資産の減少額		783,579	387,388
仕入債務の減少額		△1,038,480	△215,135
役員賞与の支払額		△9,730	△10,270
その他		336,592	△839,675
小計		6,757,910	6,153,105
利息及び配当金の受取額		2,156	2,820
利息の支払額		△212,506	△166,188
法人税等の支払額		△195,797	△1,584,624
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,351,762	4,405,114

区分	注記番号	前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日） 金額（千円）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日） 金額（千円）
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の売却による収入		3,313	20,351
有形固定資産の取得による支出		△3,343,987	△2,778,665
無形固定資産の取得による支出		△87,940	△17,136
投資有価証券の売却による収入		50,000	－
投資有価証券の取得による支出		△50,000	－
その他		△39,069	22,754
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,467,684	△2,752,695
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純減少額		△3,000,000	△100,000
長期借入金の借入れによる収入		5,200,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出		△5,094,106	△3,988,129
社債の発行による収入		－	1,500,000
配当金の支払額		△119,639	△127,951
その他		－	△22,650
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,013,745	△1,738,730
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		－	－
Ⅴ　現金及び現金同等物の減少額		△129,668	△86,311
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高		712,748	583,080
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高		583,080	496,768

④【利益処分計算書】

		前事業年度 （株主総会承認日 平成14年６月26日）		当事業年度 （株主総会承認日 平成15年６月25日）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
Ⅰ　当期未処分利益			1,251,269		1,886,763
Ⅱ　利益処分額					
１．配当金		68,355 （普通配当１株につき1,000円）		76,899 （普通配当１株につき1,125円）	
２．役員賞与金		10,270		8,560	
（うち監査役分）		(1,260)		(1,260)	
３．別途積立金		1,000,000	1,078,625	1,640,000	1,725,459
Ⅲ　次期繰越利益			172,644		161,303

（注）１．平成13年12月７日に51,266千円(１株につき750円)の中間配当を実施いたしました。
２．平成14年12月６日に59,810千円(１株につき875円)の中間配当を実施いたしました。

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
１．固定資産の減価償却の方法	(１）有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械設備　　６～15年 空中線設備　　６～21年 建物　　３～31年 (２）無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 (３）長期前払費用 定額法を採用しております。	(１）有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械設備　　６～15年 空中線設備　　10～21年 建物　　３～31年 (２）無形固定資産 同左 (３）長期前払費用 同左
２．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
３．たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法	貯蔵品 同左
４．繰延資産の処理方法	――――	社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
５．引当金の計上基準	(１）貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(１）貸倒引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
	（２）退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。	（２）退職給付引当金 同左
	（３）　――――	（３）ポイントサービス引当金 将来のポイントサービス（「ポイント α」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。 （追加情報） 当事業年度より、将来のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、業界慣行が成熟したこと及びグループ会計処理を統一することから、利用実績率に基づき翌事業年度以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積り計上しております。これにより、電気通信事業営業費用が183,095千円増加し、電気通信事業営業利益、営業利益、経常利益が183,095千円減少し、特別損失が373,667千円増加したため、税引前当期純利益が556,762千円減少しております。
	（４）賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。	（４）賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）	
６．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	
７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	
８．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１）消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 (２）　――――	(１）消費税等の会計処理 同左 (２）自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第１号）が平成14年４月１日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則により作成しております。 (３）　――――	(３）１株当たり情報 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）が平成14年４月１日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針によっております。なお、これによる影響については、「１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

表示方法の変更

前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
――――――	従来代理店に対する「売掛金」、「未収入金」及び「未払金」は両建てで表示しておりましたが、当事業年度より相殺して表示しております。当事業年度の相殺額は「売掛金」が833,509千円、「未収入金」が319,312千円、「未払金」が1,152,822千円であります。 なお、この相殺に伴い、当事業年度のキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローにおける「売上債権の増加額」及び「その他」の減少額がそれぞれ833,509千円減少しております。

追加情報

前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
（金融商品会計） 当期からその他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年１月22日））を適用しております。この変更による損益への影響はありません。この結果、その他有価証券評価差額金△2,499千円が計上され、繰延税金資産1,744千円が増加しております。	――――
（携帯電話サービス間における「エンドエンド料金制度」の導入） 平成13年４月１日より携帯電話サービス間における相互接続通話に対し、「エンドエンド料金制度」を導入致しました。これに伴い、当社はお客様に対し、発信地点から着信地点に至る全通話区間についての料金を設定するとともに、通話料金の総額を音声伝送収入に計上し、また同時に他の携帯電話事業者に対する事業者間接続料金を通信設備使用料に計上しております。この変更により、従来と比べ音声伝送収入が2,180,901千円増加するとともに、電気通信事業営業費用が同額増加しております。なお、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	――――

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成14年３月31日）	当事業年度 （平成15年３月31日）
※１．授権株式数及び発行済株式数 授権株式数　250,000株 発行済株式数　68,355株	※１．授権株式数及び発行済株式数 授権株式数　普通株式　250,000株 発行済株式数　普通株式　68,355株
※２．関係会社に対する負債 買掛金　1,264,937千円 未払金　1,683,919千円	※２．関係会社に対する負債 買掛金　1,050,725千円 未払金　818,856千円
※３．　――――	※３．配当制限 商法施行規則第124条第１項第３号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は74千円であります。
４．　――――	４．電気通信事業会計規則の適用について 電気通信事業会計規則附則第２条第２項の規定により、当事業年度の財務諸表等については、改正後の電気通信事業会計規則に基づき作成しております。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
※１．関係会社からの移動機仕入高 （販売原価相当額）　8,235,530千円	※１．関係会社からの移動機仕入高 （販売原価相当額）　9,012,988千円

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成14年３月31日現在） （千円）	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成15年３月31日現在） （千円）
現金及び預金勘定　583,080	現金及び預金勘定　496,768
預入期間が３ヵ月を超える定期預金　－	預入期間が３ヵ月を超える定期預金　－
現金及び現金同等物　583,080	現金及び現金同等物　496,768

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成13年４月１日
至　平成14年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成14年４月１日
至　平成15年３月31日）</th></tr>
<tr><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>工具、器具及び備品（千円）</th><th>車両（千円）</th><th>合計（千円）</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>431,970</td><td>26,505</td><td>458,476</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>249,721</td><td>17,105</td><td>266,826</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>182,249</td><td>9,400</td><td>191,649</td></tr>
</table>
なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

２．未経過リース料期末残高相当額

１年内　82,456千円

１年超　109,192千円

合計　191,649千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

３．支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料　97,472千円

減価償却費相当額　97,472千円

４．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
</td><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>工具、器具及び備品（千円）</th><th>車両（千円）</th><th>合計（千円）</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>418,066</td><td>26,040</td><td>444,106</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>285,597</td><td>19,533</td><td>305,131</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>132,468</td><td>6,506</td><td>138,974</td></tr>
</table>
同左

２．未経過リース料期末残高相当額

１年内　64,552千円

１年超　74,422千円

合計　138,974千円

同左

３．支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料　98,831千円

減価償却費相当額　98,831千円

４．減価償却費相当額の算定方法

同左
</td></tr>
</table>

（有価証券関係）

前事業年度（平成14年３月31日現在）

有価証券

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50,000	53,000	3,000
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	50,000	53,000	3,000
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,907	41,664	△7,243
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	48,907	41,664	△7,243
合計		98,907	94,664	△4,243

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
50,000	―	―

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（平成15年３月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	48,907	49,056	148
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	48,907	49,056	148
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	50,000	49,975	△25
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	50,000	49,975	△25
合計		98,907	99,031	123

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成13年４月１日　至平成14年３月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成14年４月１日　至平成15年３月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、厚生年金基金制度を設けております。

２．退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 （平成14年３月31日）	当事業年度 （平成15年３月31日）
(1) 退職給付債務（千円）	△407,484	△544,817
(2) 年金資産（千円）	197,283	186,196
(3) 未積立退職給付債務（(1)+(2)）（千円）	△210,201	△358,621
(4) 会計基準変更時差異の未処理額（千円）	－	－
(5) 未認識過去勤務債務（千円）	△38,134	△35,377
(6) 未認識数理計算上の差異（千円）	167,424	259,435
(7) 貸借対照表計上額純額（(3)+(4)+(5)+(6)）（千円）	△80,911	△134,564
(8) 前払年金費用（千円）	－	－
(9) 退職給付引当金（(7)－(8)）（千円）	△80,911	△134,564

３．退職給付費用の内訳

	前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
(1) 勤務費用（千円）	42,303	58,889
(2) 利息費用（千円）	9,223	10,187
(3) 期待運用収益（千円）	△7,800	△4,932
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額（千円）	－	－
(5) 過去勤務債務の費用処理額（千円）	△459	△2,757
(6) 数理計算上の差異の費用処理額（千円）	5,422	17,440
(7) 退職給付費用（千円）	48,689	78,827

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成14年３月31日）	当事業年度 （平成15年３月31日）
(1) 割引率（%）	2.5	2.0
(2) 期待運用収益率（%）	4.6	2.5
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 会計基準変更時差異の処理年数	－	－
(5) 過去勤務債務の処理年数	14年 （過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）	14年 同左
(6) 数理計算上の差異の処理年数	14年 （各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。）	14年 同左

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成14年３月31日）	当事業年度 （平成15年３月31日）
繰延税金資産	（千円）	（千円）
固定資産除却費否認	390,236	598,750
減価償却費超過額	69,419	65,159
未払事業税否認	105,873	60,334
未確定債務否認	39,297	71,133
退職給付費用否認	33,254	53,556
ポイントサービス引当金否認	－	221,591
賞与引当金繰入超過額	17,165	23,499
貯蔵品評価損否認	91,677	50,474
その他	4,621	3,445
繰延税金資産計	751,544	1,147,945

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成14年３月31日）	当事業年度 （平成15年３月31日）
	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の５以下であるため省略しております。	（%）
法定実効税率		41.1
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		1.3
税額控除に伴う調整額		△18.9
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.9

３．税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正及び法人税等調整額の修正

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成16年４月１日以後開始する事業年度より施行されることにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度41.1%から、当事業年度流動区分41.1%、同固定区分39.8%に変更しております。これにより、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が30,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が30,723千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ増加しております。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成13年４月１日　至平成14年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ＫＤＤＩ株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 ―	兼任 ５名	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等	携帯電話端末販促奨励金	34,771	未収入金	26,671
								管路及び電力設備等の賃借料等	41,938	同上	1,742
								携帯電話端末及び関連商品の購入	7,695,353	買掛金	1,264,937
								ａｕ通信システム等の購入	2,495,334	未払金	1,333,292
								業務受託及びアクセスチャージ	1,062,497	同上	2,470
								支援・指導料	598,287	同上	43,731
								回収代行手数料	596,191	同上	58,126
								システム開発分担金	541,040	同上	103,809
								業務委託回線料	361,644	同上	67,172
								システム保守料	224,003	同上	40,262
								印刷物関連費	57,108	同上	10,016
								出向者給与負担金	50,498	同上	4,380
								その他	172,226	同上	20,656
								当社銀行借入に対する経営指導念書の差入	10,153,742	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。

２．当社、代表取締役会長小野寺正は、上記親会社の代表取締役社長を兼務しております。

３．当社の銀行借入については、ＫＤＤＩ株式会社より各金融機関に対して経営指導念書の差入を受けております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

１．携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。

２．支援・指導料については、契約に基づき支払っております。

３．通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社エーユー	大阪府大阪市	3,684	電気通信事業	なし	兼任 5名	携帯電話端末等の販売、仕入及びアクセスチャージ等	携帯電話端末等の販売	71,318	―	―
								アクセスチャージ等	289,718	―	―
								携帯電話端末等の仕入等	195,358	―	―
親会社の子会社	ディーディーアイポケット株式会社	東京都港区	75,251	電気通信事業	なし	なし	PHS通話料	ＰＨＳ通話料	2,101	未払金	286

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税額等が含まれております。

２．株式会社エーユーは平成13年10月１日をもってＫＤＤＩ株式会社と合併し、ＫＤＤＩ株式会社となりました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

携帯電話端末等の仕入及び販売については、見積原価により相互交渉のうえ決定しております。

当事業年度（自平成14年４月１日　至平成15年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ＫＤＤＩ株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 ―	兼任 ５名	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等	管路及び電力設備等の賃借料等	16,613	未収入金	2,386
								携帯電話端末等の販売	779,952	売掛金	175,341
								携帯電話端末及び関連商品の購入	9,345,843	買掛金	1,050,725
								ａｕ通信システム等の購入	1,114,526	未払金	110,307
								業務受託及びアクセスチャージ	1,105,161	未収入金等	260,939
								システム開発分担金	911,266	未払金	392,580
								回収代行手数料	870,647	同上	76,087
								支援・指導料	628,927	同上	54,711
								業務委託回線料	387,817	同上	31,808
								システム保守料	347,567	同上	71,595
								その他	528,336	未払金等	71,173

（注）１．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。
２．当社、代表取締役会長小野寺正は、上記親会社の代表取締役社長を兼務しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

１．携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。

２．支援・指導料については、契約に基づき支払っております。

３．通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日）	当事業年度 （自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日）
１株当たり純資産額　115,613.61円 １株当たり当期純利益　17,389.79円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　139,452.50円 １株当たり当期純利益　25,826.49円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 当事業年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

（注）　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成13年４月１日 至　平成14年３月31日)	当事業年度 (自　平成14年４月１日 至　平成15年３月31日)
当期純利益（千円）	－	1,773,929
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	8,560
（うち利益処分による役員賞与金）	－	(8,560)
普通株式に係る当期純利益（千円）	－	1,765,369
期中平均株式数（株）	－	68,355

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	期末残高（千円）	減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引期末残高（千円）
有形固定資産							
電気通信事業有形固定資産							
機械設備　(注) 1	20,756,898	2,314,056	2,120,733	20,950,221	11,470,744	2,509,632	9,479,476
空中線設備	4,565,547	198,837	－	4,764,384	1,772,005	225,052	2,992,379
市外線路設備	32,961	－	－	32,961	27,387	1,737	5,574
土木設備	70,627	－	－	70,627	26,193	1,928	44,434
建物	2,230,018	157,477	25,224	2,362,270	582,295	98,650	1,779,975
構築物	598,558	20,284	－	618,842	277,051	40,498	341,791
機械及び装置	811	－	－	811	756	27	54
工具、器具及び備品	170,635	54,840	40,219	185,257	106,411	15,181	78,845
土地	388,268	－	－	388,268	－	－	388,268
建設仮勘定　(注) 2	1,182,474	1,656,431	2,764,351	74,555	－	－	74,555
合計	29,996,801	4,401,928	4,950,529	29,448,200	14,262,846	2,892,708	15,185,353
附帯事業有形固定資産	－	218	－	218	32	32	185
有形固定資産合計	29,996,801	4,402,146	4,950,529	29,448,418	14,262,879	2,892,741	15,185,539
無形固定資産							
電気通信事業無形固定資産							
施設利用権	248,709	－	－	248,709	98,078	12,443	150,630
ソフトウェア	513,040	15,826	389,250	139,617	97,049	14,912	42,567
借地権	2,000	－	－	2,000	－	－	2,000
電話加入権	15,022	－	－	15,022	－	－	15,022
合計	778,773	15,826	389,250	405,349	195,128	27,356	210,220
附帯事業無形固定資産	65,070	1,309	64,867	1,512	377	174	1,135
無形固定資産合計	843,843	17,136	454,118	406,862	195,506	27,531	211,355
投資その他の資産							
投資有価証券	99,694	4,367	－	104,061	－	－	104,061
長期前払費用	708,380	28,591	54,657	682,314	525,810	78,934	156,503
繰延税金資産	496,298	502,386	58,084	940,600	－	－	940,600
敷金・保証金	201,808	24,328	74,375	151,762	－	－	151,762
その他の投資及びその他の資産	67,106	－	8,110	58,995	－	－	58,995
貸倒引当金	△70,266	－	△9,744	△60,522	－	－	△60,522
投資その他の資産合計	1,503,021	559,674	185,484	1,877,211	525,810	78,934	1,351,400

（注）１．機械設備の主な増加は、通信所（基地局）無線設備で、主な減少はＰＤＣ方式の設備の除却によるものであります。

２．建設仮勘定の主な増加は、通信設備の増設及び新設によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	発行総額（千円）	期首残高（千円）	当期増減額（千円）	期末残高（千円）	発行価格（円）	利率（%）	担保	償還期限
第１回無担保社債	平成年月日 15.2.25	1,500,000	－	1,500,000	1,500,000 (375,000)	100.00	0.75	無担保	平成年月日 19.2.23
計	－	1,500,000	－	1,500,000	1,500,000 (375,000)	100.00	－	－	－

（注）（ ）内書きは、１年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	1,500,000	1,400,000	1.7	－
１年以内に返済予定の長期借入金	3,900,629	2,566,431	1.7	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	4,893,813	3,239,882	1.6	平成16年～18年
その他の有利子負債	－	－	－	－
合計	10,294,442	7,206,313	－	－

（注）１．平均利率は、期末日現在の利率及び借入金残高の加重平均により算出しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	1,789,584	1,272,358	177,940	－

【引当金明細表】

科目	期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額		期末残高（千円）
			目的使用（千円）	その他（千円）	
貸倒引当金　（注）１，２	179,143	169,619	141,119	38,024	169,619
退職給付引当金　（注）１，３	80,911	78,827	25,175	－	134,564
ポイントサービス引当金（注）１	－	556,762	－	－	556,762
賞与引当金　（注）１	61,760	68,000	61,760	－	68,000

（注）１．引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針５.引当金の計上基準に記載しております。

２．貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

３．期末における退職給付引当金の対象人員数は75名であります。

【資本金等明細表】

区分			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金		（千円）	1,414,581	－	－	1,414,581
うち既発行株式	普通株式	（千円）	(68,355株) 1,414,581	(－株) －	(－株) －	(68,355株) 1,414,581
	計	（千円）	(68,355株) 1,414,581	(－株) －	(－株) －	(68,355株) 1,414,581
資本剰余金	資本準備金	株式払込剰余金　（千円）	1,614,991	－	－	1,614,991
		計　（千円）	1,614,991	－	－	1,614,991
利益準備金	－	（千円）	64,425	－	－	64,425
任意積立金　(注)	別途積立金	（千円）	3,560,000	1,000,000	－	4,560,000
	計	（千円）	3,560,000	1,000,000	－	4,560,000

（注）当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

(イ) 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	2,713
預金	
普通預金	491,836
別段預金	2,219
小計	494,055
合計	496,768

(ロ) 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高（千円）	当期発生高（千円）	当期回収高（千円）	次期繰越高（千円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
3,454,274	41,964,844	41,824,069	3,595,049	92.08	30.7

（注）1．上記金額には消費税等が含まれております。

2．売掛金については、その大部分が電気通信事業に係わるものであり、電気通信事業法４条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内容は記載しておりません。

(ハ) 貯蔵品

品名	金額（千円）
携帯電話端末機器及び付属品	676,028
合計	676,028

② 負債の部

（イ）買掛金

仕入先	金額（千円）
ＫＤＤＩ㈱	1,050,725
その他	1,575
合計	1,052,300

（ロ）未払金

項目	金額（千円）
システム統合関連	404,802
設備及び工事代金	255,113
外部作業委託料	176,065
広告宣伝費	169,703
その他	606,022
合計	1,611,707

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

決算期	３月31日
定時株主総会	６月中
株主名簿閉鎖の期間	―
基準日	３月31日
株券の種類	100株券、10株券及び1株券
中間配当基準日	９月30日
１単元の株式数	―
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内１丁目４番３号 ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内１丁目４番３号 ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	―
代理人	―
取次所	―
買取手数料	―
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社は、端株制度の適用を受ける会社でありますが、現在端株は生じておりません。

２．端株の買取り

取扱場所　　東京都千代田区丸の内１丁目４番３号　ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

代理人　　東京都千代田区丸の内１丁目４番３号　ＵＦＪ信託銀行株式会社

取次所　　ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店

買取手数料　　無料

第７【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自　平成13年４月１日　至　平成14年３月31日）平成14年６月27日沖縄総合事務局長に提出。

(2) 半期報告書

第12期中（自　平成14年４月１日　至　平成14年９月30日）平成14年12月20日沖縄総合事務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

監　査　報　告　書

平成１４年6月２６日

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長　　親　泊　一　郎　殿

中央青山監査法人

代表社員
関与社員　公認会計士　水　野　訓　康

関与社員　公認会計士　高　津　靖　史

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成１３年４月１日から平成１４年３月３１日までの第１１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が沖縄セルラー電話株式会社の平成１４年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成１５年６月２５日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会　御中

中央青山監査法人

代表社員
関与社員　公認会計士　水野訓康

関与社員　公認会計士　高津靖史

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成１４年４月１日から平成１５年３月３１日までの第１２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成１５年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。